

『花園天皇宸記』を読む（II）

——聖人の本旨に非ず——

我妻建治

(八)

花園天皇が御歴代のうちでも殊に好学博覧の天皇であったことは周知であるが、同天皇は、みずからをかえりみて、次のように言つている。

〔元亨二年八月廿三日〕（前略）凡毎日朝夕膳、朝不食魚味、読經了食魚、其後和漢書籍見之、近年以来恒式也、予幼年不好学、十四五以来随分稽古、雖競寸陰、天性稟愚拙、不能成立、而頃年以來、漸覺道之本、未達大道、尤為恨、然而内外典隨分思道義、近代人好学、皆先文後質、可悲事也、内典又以如此、更不知仏本懷、悲哉々々、思之劳心、争令中興哉、昼夜劳襟、只在此事、

この記事は、同天皇がまさにその稽古の君であったことを推察するに十分なことを示しているであろう。右の記事に見られることをそのまま解すれば、同天皇は、幼少のころは読書・学問を好まなかつたが、その後、外典によつて道義を学び、内典によつて仏出世の本懐をたずね、稽古を重ねて今日に至つたと言われる一方、近ごろの人びとの學問等に対する向学の姿勢を「先文後質」として批判しておられるのである。

ところで、同天皇は、幼少のころから最も好んだのが絵画であり、すなわち、絵画を見ること、そして絵画を描くことであつたと言われる。すなわち、

〔元亨二年八月廿三日〕（前略）今日緑色仏像等、余自幼年好画、仍如此、
〔元亨二年八月廿四日〕（前略）仏像采^(マ)色、読經讀書如例、

とある記事はこれを示している。

同天皇が幼少より絵画を好んだ記事を同天皇宸記中から少しく抄出してみると、次のとくである。

〔正和二年四月十八日〕 今日資采卿持參杜甫影、唐絵也、有山水、（下略）

〔正和二年四月廿日〕（前略）昨日自仙洞所給之絵、蓮花王院宝
義第十七、握觀之、予自幼年之時好絵者也、仍
拋万事見之、殊勝者也、

〔正和二年五月三日〕（前略）自院給蓮華王院宝藏絵一合、又一合給之、殊勝物也、予好絵事過法、

（下略）

『花園天皇宸記』を読む（II）

〔正和二年六月廿日〕（前略）今日自院給宝藏絵一合、

〔正和二年八月廿八日〕今日慈順僧正進慈慧僧正之影、是累代之本尊云々、

右の記事はいずれも同天皇が絵画を見るることに関連したものではある。すなわち、同天皇は、父伏見上皇から与えられた絵画に関して、万事を抛つてこれを見るとか、絵を好むこと法に過ぐと言つてゐるのである。しかし、同天皇の絵画についての好み様は、ただにこれを見るとか、ただに鑑賞することを好むだけではなく、みずからこれを描くことをも好まれたのである。

同天皇宸記中の記事のなかをそれとして精査すると、まず、応長二年二月十八日条には、神靈宮の様ざまな角度からの姿の、同天皇みずからの手になる墨の素描があり、また、正慶元年十一月の、光嚴天皇の大嘗会に際して繰り出された八葉の車や公家衆の見物のためにしつらえられた棧敷の風景の絵もみずから手で描かれている。これらによつてみると、ここには、同天皇の筆づかいのなめらかさ、たしかさ、そして、うつくしさがよくうかがわれるとともに、総じて同天皇の絵の描法についてのすじのよさが表われているのである。さらに、同宸記中には、左のごとく同天皇がみずから絵を描かれてゐる事実を示す記事をいくつも摘記することができる。

〔元応二年五月十九日〕廿七日当先院千日、仍修小仏事、件本尊普賢像、以旧院御衣為地絹、朕依懇志故染自筆、今日書始之、墨書了、為押裏遣隆兼許了、

〔元応二年五月廿七日〕（裏書）（前略）朕修小仏事、本尊普賢井絵像一幅、朕励懇志令自書也、

(下略)

〔元亨〕二年十月十四日)此日奉書不動尊一軀、墨書也、

〔正中〕二年閏正月廿五日)今日供養天神御影、(中略)是予先年夢想之後、手自所書也、又或上人相伝本、令繪師幸増書之、二軀一度開眼也、(下略)

ここでは、同天皇が、普賢菩薩像、不動尊像、そして天神像等を描いていることが明らかである。

花園天皇は、幼少のころから、絵画を好んだと言うが、宮廷内では賢聖の絵、行幸された社寺では様ざまな、いわゆる道釈人物画、さらには山水などの風景画をもつねに見られて、これらを評し、鑑賞されたことであろう。このようなことは同天皇にとつてはいわば日常的なことであつたであろうと考えられるから、このこと 자체はここでは問題とするには当たらないのであるが、それでは、絵を描くこと自体、あるいは絵を描くわざ(芸)については、同天皇はどのように考えられたのであろうか。このことはたいへん興味あることであろうと思う。しかし、結論的に言えば、同宸記中には同天皇のそのような画芸についての基本的考え方が明言されている記述がないから、それは明白でないことに属するとしなければならない。

ここで想起されるのは蹴鞠の記事についてである。すなわち、同天皇は、同宸記のなかで(元亨三年十月朔日条)、蹴鞠について、「予幼年不好之、中比一兩度雖立蹴鞠場、不堪之間所默止也」とし、これは、しいて励むべき」とでもないので、そのまましおいたとする。そして、そのように、これ

に励まれなかつた理由を、同天皇は、「王者之芸」ではないからであると言う。さらに同天皇は、故人がすでに、この蹴鞠の芸を「賤芸」と謂つたと言われ、また「非天子之宜好、仍以彈碁代之」とも記されているのである。以上に見られる同天皇の蹴鞠の芸に対する考え方を、『論語』陽貨第十七の「子曰、飽食終日、無所用心、難矣哉、不有博奕者乎。為之猶賢乎已。」に表現されているような儒教的教養主義を背景とする考えにあるとして見るならば、蹴鞠は、君子の芸でないのみならず囲碁・彈碁の芸に等しいものか、あるいはこれに劣るものとなるわけである。天子・君主の身につけるべき芸、そして、君子の心がけて身につけ、これを演すべき芸は、基本的には、礼・樂・射・御・書・数の六芸、そして学問・詩歌・音樂・弓・馬等の諸芸であるわけであるが、画芸は、君子の芸として取り入れられるべきいかなる余地があるのであるうか。とくに、花園天皇は画芸をどのように位置づけ、価値づけられていたのであらうか。「王者之芸」とも、「賤芸」とも、あるいは、「博奕」、「囲碁・彈碁」などと対応させて、同天皇の行実をどのように調査しても、ここには、この画芸のありように対し、同天皇が解答を与えている記実は見当らないのである。再述すれば、学問・詩歌・音樂・弓・馬のような君子の身につくべき諸芸から、これに代替されるべき博奕、さらにそれからはずれる賤芸までの、いわば序列を考えた場合、同天皇は画芸をどのように位置づけられるのであらうか、は必ずしも明らかでないのである。⁽¹⁾

(九)

『花園天皇宸記』中に見られる俗信に關する記事としては、庚申に關するものがあり、それは正和二年より元亨二年まで数多く指摘できる。このいわゆる庚申信仰の記事に關しては、すでに釋德忠氏がその大著『庚申信仰の研究』⁽²⁾においてほとんど取り上げられているので、ここでそのすべてについて採録することを省く。

同宸記中、庚申信仰として明確に指摘できる最初の記事は、正和二年八月一日庚申条の

(前略) 今夜不睡眠、終夜守庚申、和哥会密々有之、(下略)

である。また、同十月三日庚申条の

今夜和哥会、其後猶夜長冷然、仍殿上人等種々雜談、或令乱舞、鶴鳴以後着寢、為守庚申也、向南拜唱咒、咒在守庚申経、昼蹴鞠、侍臣不候、今夜為退眠有小飲事、只侍臣許也、朕不交之、

がある。さらに、元応二年十二月十五日庚申条に、

(前略) 今夜親王守三戸、有連句、朕不接也、(下略) (以上、傍点筆者、以下同じ)。

とある。

まず、右の記事から知られることは、庚申の夜は決して眠らず、夜明かしをしていることである。

そこで、一晩中眠らないことに注目して他の庚申の日の条をみると、左の正和二年六月一日庚申条の
（）と記記事も、庚申信仰に関連した記事となる。

（前略）今夜終不著寢、短冊詩哥会、今夜無人無極、只公躬朝臣、為基朝臣、公時許也、予多作詩、
為練習也、

右によつて、庚申の夜は眠らないで、夜明かしをするのが、「守庚申」であり、「守三戸」であると
記されていることが知られるが、この「守庚申」「守三戸」とは、その辞句からも知られるように、
もともと中国の道教の三戸説を受けたもので、日本では平安時代から陰陽道によつて公家世界にかな
り流布し、いわば俗信になつていたものである。すなわち、三戸とは人間の体内にある三匹の虫のこ
とで、ふつう一匹は上戸といわれて、人間の体の首から上の部分におり、一匹は中戸といわれて腹部
に、そして、もう一匹の下戸は足にいるといわれる。これら三戸は、つねに人間の体内にあつて、人
間を監視していく、庚申の夜に人間が就寝すると、体内をぬけだして天に昇り、天帝に六十日の間に
おかした人間の罪過を報告するという。そして、このことは、人間を早死にさせて、三戸みずからが
早く祀りを受ける存在となりたいためであるという。したがつて、庚申の夜に、人間が眠ることができ
く、いつも夜明かしをすれば、三戸は天に昇ることができず、天帝に報告することができないわけで
ある。そして、人間は、庚申の夜に眠らず、徹夜をしていれば、かえつて長生きすることができる
いうのである。「守庚申」「守三戸」とはそういうことである。花園天皇は、また、南に向つて、守庚

申経にある咒文を唱えているのである。したがつて、庚申の夜は、何よりも眠らないことが大事で、眠らないために様ざまな催しを行つてゐる。右に摘記した記事だけをみても、廷臣・侍臣らを集めて雑談、和歌会、詩会、飲酒、はては乱舞などを行つてゐる様子が知られる。これらは、いずれも眠らないためであつた。

同宸記中のすべての庚申の日の記事を通して指摘できることは、正和三年以前の記事と元応元年以降の記事とに二つに分けることができると考へる。ここには、それぞれの花園天皇の庚申の夜についてのかかわり方に著しい差異を認めることができるからである。すなわち、正和三年までの庚申の日の記事内容は、いずれも花園天皇自身というか、花園天皇を中心とした庚申の夜の過し方の記事であるが、元応元年以降のそれは、いずれも同天皇の養育下にあつた量仁親王（のちの光嚴天皇）を中心とした庚申の夜の記事である。前者に関連して言へば、それらの記事の内容が後者のそれと比較して、いずれも簡潔で、先述の正和二年十月三日庚申条などがもつとも長文であるほどである。そして、同天皇には、庚申の夜とは静かに守庚申を行うべきものと思われていたのではないかとさえ感ぜられるほどである。たとえば、同天皇は「今夜為退眠有小飲事」と記した後に、小飲は「只侍臣許也」とし、「朕不交之」と記していることは同天皇の庚申の夜のありようを如実に示してゐると言えよう。

ところが、元応元年以降の記事になると、すべて、量仁親王方の守庚申のそれで、同天皇はつねに「親王方」へ招かれていつて行われる内容の記事となつてゐる。そして、この「親王方」の守庚申は、

『花園天皇宸記』を読む（II）

同天皇の記すところは、「一向狂事也」（元応元年七月七日庚申条）であり、また「於親王方種々狂事如例」（同年八月八日庚申条）であった。

一例として、左に元応元年正月四日庚申条を示そう。

四日庚申、天晴、入夜於親王方聊有盃酌事、七歳人當七庚申年守庚申、世俗之說云々、仍今夜於此方守庚申也、為覺親王之眠、隆有・兼高等卿、終夜學種々事、或學兒女等、近日於門下立松、施雜芸、或學五節、及亂舞、權大納言藤原朝臣兼季又候此座、兩女院又有渡御、同令守庚申給、及曉更銘酌、男等皆成亂舞退出、院還御、朕及侍臣等候御共、又於院御方有盃酌、朕依所勞不飲一盞、獨醒同屈原、及天明分散、

ここには、量仁親王方における守庚申の様子がくわしく記されている。同親王の父、後伏見上皇をはじめ、永福門院・広義門院、その他の公卿、殿上人が參会し、同親王の眠りを覚ませ、夜明かしをさせんため様ざまの催しを行つたのである。花園天皇にとつては、それらはまさに、「種々狂事」であり、「一向狂事」であつたわけである。ここにおいては、花園天皇だけが、独り醒めており、他はすべて「狂」であつたと言う。同天皇は、このことを「獨醒同屈原」と記している。ちなみに、同天皇の「獨醒同屈原」の辞句は、『史記』屈原賈誼列伝第二十四中の左の屈原の言を念頭に置かれてのものであろうかとも考えられる。

（前略）屈原至於江浜、被髮行吟江畔、顏色憔悴、形容枯槁。漁父見而問之曰子非三閨大夫歟、

何故而至此。舉世混濁、而我獨清、衆人皆醉、而我獨醒、是以見放。(下略)

前稿(三)においても述べたが、花園天皇は、元亨二年八月一日条において、宮廷内外の公家の世界にみられる八朔の進物の習俗を否定的に批評して、おのれ自身を省みて、「独醒者似狂」とも記している。同天皇が守庚申の夜の度を過ぎた様ざまな催しを「一向狂事也」としているのは、守庚申の現実のありようを大いに批判的にみてることの表示であるとともに、守庚申は静かに夜明かしをすべきものとする考え方を示していると考えられる。しかし、同天皇は、守庚申、あるいは、守三戸という俗信それ自体をどのように考えていたか、あるいは聖人の本旨との関係でどのような見解を抱いていたのか、となると明らかではないとしなければならない。

(一〇)

『花園天皇宸記』元応三年正月廿九日条に左の記事がある。

晴、今夜慈什法印修尊勝護摩、朕今年為重厄之故也、仍自院御方有沙汰、然而朕案之、無供祈禱、誠雖為朝恩、僧侶還非善根與、况亦欲惜懃禱、仍内外祈禱一切不受、然而度々有仰、兼又今年病事流布、且又御所中為安穩、猶可修之由、強再三有仰、以降蔭重直被仰、惣計仍不能辭退者也、佛法本意、又是以祈禱為本哉、旁以無詮事歟、然而如此是非義、諸人當世不受事云々、末代可悲々々、

『花園天皇宸記』を読む（II）

ここには、厄年、あるいはその厄払いのための修法に関する同天皇の感慨が吐露されていると見られるであろう。

厄年とは、陰陽道にいう、人間の一生中、厄難にあうので慎むべきであるとする数え年の年齢で、普通、男では二十五・四十二・六十一、女では十九、三十三・六十一である。

花園天皇は、永仁五年の生まれであるので、この元応三年は数えの二十五で、いわゆる厄年であつたわけである。そこで、この正月二十九日の夜、厄払いのため、慈什法印をして尊勝護摩を修せしめた。そして、この厄払いのための修法厳修の指示は同天皇の兄、後伏見上皇から出されたものであつた。当初、花園天皇は、この厄払いのための祈禱は全く必要のないことであり、また、いかに上皇のお心遣いであつても、このよくな祈禱は、これを行ふ僧侶にとつてもかえつて非善になるのではないかであろうかとして、これら的一切を拒否したのである。しかし同上皇からは再三の仰せがあり、しかも、今年の疫病の流行するのを止め、また、御所内の安穩を祈るべく、やはり尊勝護摩を修すべしということもがあるので、同天皇としては、これを辞退するわけにはいかなくなつたのである。花園天皇としては、本来、仏法の本意は祈禱を本とするものではなく、祈禱はいずれにしても無意味なことであろうと考えたが、事ここに至つては、今の人びとに到底受け容れられることではないであろうとして、不本意ながら、同天皇二十五の厄払いのための尊勝護摩が修せられたのであつた。

ここには、花園天皇の、厄年や厄払いなどの俗信についての、かなりはつきりした否定的感慨を読

みどる」とができるとともに、同天皇らしい思想をうかがうことができるであろう。

注

- (1) 青木正児氏『琴基書画』(東洋文庫五二〇、一二三頁)には、教えられることが多かつた。鈴木敬氏『畫は賤者のことなり』(『国華』一一九七、三〇頁)、同氏「画は賤者の事なり」(『日本学士院紀要』五〇一、二七頁)は、たいへん参考になった。
- (2) 窪徳忠氏『庚申信仰の研究』(附録1、八〇六頁)。